別紙 1

ハラスメント相談の流れ

相談者(学生に限らない)が相談窓口(学生相談室)に相談

↓

学生相談室相談員が相談者と面談し、相談受付票を作成

＜相談者が救済申立を希望する場合＞　＜相談者が救済申立を希望しない場合＞

↓　↓　↓

↓　**相談者の希望に応じて学生相談室相談員は相談を継続**

↓　↑

学生相談室相談員は匿名・顕名の扱いについて相談者に説明し、相談者からの同意後に相談受付票を匿名化　↑

↓　↑

学生相談室相談員は人権委員会に申立受付票を提出して救済申立を報告し、人権委員会は学長に都度報告　↑

＜申立人が処置・処分を希望する場合＞　＜申立人が処置・処分を希望しない場合＞

↓

※人権委員会は人権調査専門委員会を設置(専門委員長名は学内に公表)

↓

人権調査専門委員会が申立人・被申立人の双方を調査

↓

人権調査専門委員会が調査結果の報告書を人権委員会に提出

↓

人権委員会は報告書を基に協議

＜人権委員会が調停を試みない場合＞　＜人権委員会が調停を試みる場合＞

↓　↓

↓　人権委員会が申立人・被申立人と調停

↓　＜調停が不成立の場合＞　＜調停が成立した場合＞

↓　↓　↓

人権委員会は必要な対応と処置を学長に勧告　**人権委員会は学長に報告**

↓

学長は勧告に基づき、規程・手続きに従い、対応を決定

↓　・ ハラスメント認定の場合: 加害者が教職員の場合→就業規則第 30 条に基づく処分

↓　・ ハラスメント認定の場合: 加害者が学生の場合→懲戒委員会規程に基づく処分

↓　(学生生活委員会→当該学部教授会→学長・当該学部長で決定)

↓

学長は申立人・被申立人に対応を報告

＜不服申立無<1週間が経過した場合＞　＜不服申立(申立人・被申立人共に1回のみ)があった場合＞

↓　人権調査専門委員を通じて行う(不服理由が必要)

↓　↓

↓　人権委員会は申立人・被申立人・学長に報告すると共に、不服理由の合理性について協議

↓　＜合理性が認められた場合＞　＜合理性が認められなかった場合＞

↓　↓　↓

↓　※に戻る(申立人・被申立人共に1回のみ)　人権委員会は申立人・被申立人・学長に報告

↓　↓

学長は処置処分を行う